（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公示）	（公示）
第三条の十七　厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。	**第三条の十七**　厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
2　前項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。	（新設）
（公示）	（公示）
第二十五条の十六　厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。	**第二十五条の十六**　厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
2　前項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。	（新設）